

## 条例等立案表

<p>題名</p> <p>徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 学校政策課</p> <p>担当者名 安崎輝彦</p> <p>電話番号 三一三四</p>
<p>提案理由</p> <p>徳島県立辻高等学校における学科再編に伴い、徳島県立学校規則について所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 徳島県立辻高等学校に新たに総合学科を設置することとした。</p> <p>二 この規則は、平成二十七年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第三十三条</p> <p>高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）第六条</p> <p>徳島県立学校設置条例（昭和三十九年条例第五十五号）</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県立辻高等学校の項中

「 普 通 科 」

を

普 通 科
総 合 学 科

に改

める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(改正案)			(現行)		
別表第一 (第三条関係) 高等学校全日制の課程			別表第一 (第三条関係) 高等学校全日制の課程		
学校名	学科及び類名	所在地	学校名	学科及び類名	所在地
(略)			(略)		
徳島県立 三好高等学 校	普通科 総合学科	三好市井川町	徳島県立 三好高等学 校	普通科	三好市井川町

## 徳島県立学校規則の一部改正について

学校政策課

### 1 改正の概要

本県では、少子高齢化、高度情報化、グローバル化などの社会環境の変化や、生徒や保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくりや多様な教育の実現を図るため、再編整備を進めている。

このことに伴い、平成29年度の徳島県立池田高等学校辻校設置に向け、平成27年度より徳島県立辻高等学校において普通科の募集を停止し、総合学科の募集を開始することとする。

### 2 施行期日

平成27年4月1日